

# 「きゅうでん光」契約約款

株式会社 QTnet

## 第1章 総則

### 第1条（「きゅうでん光」の提供）

株式会社 QTnet（以下「当社」といいます。）は、この約款に基づき、「きゅうでん光」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。本サービスは、西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）が提供する卸電気通信役務の IP 通信網サービスを利用して提供する FTTH サービス（以下「卸役務利用サービス」といいます。）と当社のサービスを一体的に提供するものです。

### 第2条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

- 2 当社は、電気通信事業法施行規則第 22 条の二の三、第 2 項第一号に該当する事項の変更を行う場合、当社の指定するホームページに掲示する方法又は当社が適切であると判断する方法により説明します。

### 第3条（用語の定義）

この約款において、次の各号の用語の意味は、各号に定めるとおりとします。

- (1) 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。
- (2) 「本サービス契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための契約をいい、第 7 条に基づき会員が行った本サービス契約の申込みを第 8 条に基づき当社が承諾することにより成立します。
- (3) 「契約者」とは、この約款に基づき当社との間で本サービス契約が成立している者をいいます。
- (4) 「端末設備」とは契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、契約者回線の終端の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内にあるもの。
- (5) 「自営端末設備」とは、本サービスの提供を受けるために、契約者が保有している必要のあるパーソナルコンピュータ等の機器をいいます。
- (6) 「自営電気通信設備」とは、電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のものをいいます。
- (7) 「契約者回線」とは、本サービスに係わる電気通信回線をいいます。
- (8) 「料金等」とは、本サービスの提供に係わる料金その他の債務及びこれにかかる消費税等相当額をいいます。
- (9) 「フレッツ光」とは、NTT 西日本が「IP 通信網サービス契約約款」に基づき提供する IP 通信網サービスをいいます。（この IP 通信網サービス契約約款をあわせて以下「IP 契約約款」といいます。）
- (10) 「フレッツ光のタイプ」とは、別表 1 に定めるフレッツ光のタイプをいいます。
- (11) 「フレッツ光契約」とは、NTT 西日本からフレッツ光の提供を受けるための契約をいいます。
- (12) 「転用」とは、NTT 西日本とフレッツ光契約を締結した個人または法人（以下「転用資格保有者」といいます。）が、その利用する FTTH サービスをフレッツ光から本サービスにより提供する卸役務利用サービスに切り替えることをいいます。
- (13) 「転用承諾番号」とは、転用資格保有者が転用を目的として第 7 条に基づき本サービス契約の申込みをするにあたり、事前に NTT 西日本から取得している必要のある所定の番号をいいます。
- (14) 「事業者変更（受入）」とは、当社以外の者が NTT 西日本による卸電気通信役務の IP 通信網サービスを利用して提供する FTTH サービス（以下「受入元 FTTH サービス」といいます。）の利用者（以下「受入利用者」といいます。）が、その利用する FTTH サービスを受入元 FTTH サービスから本サービスにより提供する卸役務利用サービスに切り替えることをいいます。
- (15) 「事業者変更（転出）」とは、契約者がその利用する FTTH サービスを本サービスにより提供する卸役務利用サービスから①フレッツ光または②当社以外の者が NTT 西日本による卸電気通信役務の IP 通信網サービスを利用して提供する FTTH サービス（以下あわせて「転出先 FTTH サービス」といいます。）に切り替えることをいいます。
- (16) 「変更元事業者」とは、第 14 号及び第 15 号に定める切り替え前の FTTH サービスを提供する事業者をいいます。
- (17) 「変更先事業者」とは、第 14 号及び第 15 号に定める切り替え後の FTTH サービスを提供する事業者をいいます。
- (18) 「事業者変更承諾番号」とは、事業者変更（受入）及び事業者変更（転出）を行うにあたり必要となる、事業者変更（転出）を行うことを希望する者の要請に基づき変更元事業者が NTT 西日本から発行を受ける番号をいいます。

## 第2章 本サービスの提供区域及び内容

### 第4条（本サービスの提供区域）

契約者回線の終端とすることができる場所は、第 3 条に定める IP 契約約款の提供区域に同じとします。

## 第5条（本サービスの内容等）

本サービスの対象となるタイプ、技術規格上の最大通信速度及びフレッツ光のタイプは次のとおりとします。

きゅうでん光のタイプ	最大通信速度	フレッツ光ネクストのタイプ
ホームタイプ	100Mbps	ファミリータイプ
	200Mbps	ファミリー・ハイスピードタイプ
	1Gbps	ファミリー・スーパーハイスピードタイプ隼
マンションタイプ	100Mbps	マンションタイプ
	200Mbps	マンション・ハイスピードタイプ
	1Gbps	マンション・スーパーハイスピードタイプ隼

※ハイスピードタイプに相当する場合、下りの最大通信速度は1Gbpsとなります。

- 2 本サービスは、最大通信速度を保証するものではなく、通信設備や自営端末設備、宅内配線などの状況、他回線との干渉、回線の混雑状況などにより、実際ご利用可能な通信速度が低下します。
- 3 当社または当社が本サービスに用いる電気通信回線の提供者（NTT 西日本を含みます。）は、契約者が一定時間内に当社所定の基準を超えるトラフィック量を継続的に発生させる場合、及び契約者間の公平性を確保する必要がある場合、通信量や通信速度を制限する場合があります。
- 4 契約者は、自身の費用負担及び責任において、自営端末設備を取得するとともに、本サービスの利用にあたり自営端末設備が正常に稼働するように維持及び管理しなければなりません。
- 5 当社が契約者への本サービスの提供を開始する日（以下「契約開始日」といいます。）は、その契約者について、本サービス契約の成立後、当社所定の工事が完了し、契約者回線を利用することが可能と当社が判断した日とします。契約者が契約開始日後に本サービスを利用するには、当社が別途定める場合を除き、本サービスの利用に必要なものとして当社が別途定める光回線終端装置、ホームゲートウェイ、無線LANカード等の機器（以下「本サービス用機器」といいます。）を契約者の責任において契約者回線に対して正常に接続する必要があります。契約者がかかる接続を行わなかった場合でも、契約開始日が到来した場合は、第22条の規定に従い、契約者の月額基本料金の支払義務が生じます。
- 6 第5項の規定にかかわらず、転用のために第7条に従い、本サービス契約の申込みを行い契約者となった個人または法人については、契約開始日は転用完了日とします。
- 7 第5項の規定にかかわらず、事業者変更（受入）のために第7条に従い、本サービス契約の申込みを行い契約者となった個人または法人については、契約開始日は、NTT西日本が当社に対して通知する事業者変更（受入）に必要な手続きが完了した日とします。
- 8 第5項の規定にかかわらず、当社の第3種コンピュータ通信網サービス（以下「BBIQ」といいます。）の契約者が同契約を解除し、同時に本サービスの申込みをする場合、BBIQの契約を解除した月の翌月1日を契約開始日とします。

## 第3章 契約

### 第6条（契約の単位等）

当社は、契約者回線1回線ごとに1の本サービス契約を締結します。この場合、契約者は、1の本サービス契約につき1の個人または法人に限ります。

### 第7条（本サービス契約の申込方法）

本サービス契約の申込みは、申込みをする個人または法人（以下「申込者」といいます。）が、この約款を承諾のうえ、当社所定の方法により、次の各号に定める事項を当社に申告のうえ、行う必要があります。

- (1) 氏名または名称
  - (2) 住所
  - (3) 契約者回線の終端の場所
  - (4) 料金等の支払方法
  - (5) 転用または事業者変更（受入）のために本サービス契約の申込みをする場合は、その旨
  - (6) 前各号に定める事項のほか、当社が別途定める事項
- 2 申込者のうち、転用のために本サービス契約の申込みをする転用資格保有者は、前項に定めるほか、前項の申込みにあたり、転用承諾番号を当社に申告する必要があります。
  - 3 前項の申込者は、第1項所定の申込みを行うにあたり、転用後に利用することを希望する卸役務利用サービスのタイプ（フレッツ光のタイプに対応します。）を(1)転用前に利用していたフレッツ光のタイプに対応するものとするか、または(2)転用前に利用していたフレッツ光のタイプに対応するものと異なるタイプ（ただし、当社の別途定める範囲内のタイプに限ります。）にするかを選択することができます。かかる申込者には、第1項所定の申込みを行うにあたり、いずれを選択するか、及び、(2)を選択する場合は、転用後に利用することを希望する卸役務利用サービスのタイプを、当社に申告する必要があります。

- 4 第2項の申込者が転用による切り替え前のフレッツ光に関してNTT西日本から「セキュリティ対策ツール」の利用許諾を受けていた場合、契約者となると同時にその利用許諾は終了します。また、かかる申込者は、契約者となった後において、本サービスにより提供される卸役務利用サービスに関して当社から「セキュリティ対策ツール」の利用許諾を受けることはできません。
- 5 申込者のうち、事業者変更（受入）のために本サービス契約の申込みをする個人または法人は、第1項に定めるほか、第1項の申込みにあたり、変更元事業者からあらかじめ事業者変更承諾番号の払い出しを受け、その有効期限内（その払出日を起算日とする15日間）に当社に申告するとともに、受入元FTTHサービスの回線に割り当てられたIDであって、申込者がNTT西日本から直接にまたは変更元事業者を通して通知を受けたものを当社に申告する必要があります。
- 6 前項の申込者が事業者変更（受入）による切り替え前のFTTHサービスに関して変更元事業者から「セキュリティ対策ツール」の利用許諾を受けていた場合、契約者となると同時にその利用許諾は終了します。また、かかる申込者は、契約者となった後において、本サービスにより提供される卸役務利用サービスに関して当社から「セキュリティ対策ツール」の利用許諾を受けることはできません。
- 7 第5項の申込者が事業者変更（受入）による切り替え前のFTTHサービスのオプションサービスとして変更元事業者から提供を受けていたものうち変更元事業者がNTT西日本から卸による提供を受けたサービスを利用して提供していたものには、当社が提供できないものがあります。なお、かかるオプションサービスのうち当社による提供が可能なものがある場合、その利用条件、利用に必要な手続き等は当社が別途定めます。
- 8 第5項の申込者は、事業者変更（受入）に必要な手続きを行うために必要な範囲内で、第7条に基づく申込みにあたりその申込者が当社に申告した事項（第5項に従い当社に申告した事項を含みます。）を当社がNTT西日本に提供すること（かかる提供を受けたNTT西日本が変更元事業者に再提供することを含みます。）に同意します。
- 9 第5項の申込者は、その申込みによる本サービス契約の成立と同時に、かかる成立後に当社から提供を受ける卸役務利用サービスのタイプ（フレッツ光のタイプに対応します。）を受入元FTTHサービスのタイプ（フレッツ光のタイプに対応するもの）と異なるものに変更することはできません。

#### 第8条（本サービス契約の申込みの承諾）

本サービス契約は、前条所定の申込みを当社が承諾したときに成立します。

- 2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービス契約の申込みを承諾しないことがあります。また、当社は、本サービス契約成立後であっても、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて契約者に通知することにより、本サービス契約を解除することができます。ただし、本項第2号または第4号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、この期間内に是正されないときに、当社所定の方法にてこの契約者に通知することにより、本サービス契約を解除することができます。
  - (1) 本サービス契約の申込時に申込者が当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
  - (2) 申込者が、料金等もしくはその他当社が提供するサービスに係わる料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合
  - (3) 過去に不正使用などにより本サービス契約もしくは当社が提供するサービスに関連する契約等の解除、または当社が提供するサービス等の利用を停止されていることが判明した場合
  - (4) 申込者が未成年者等であって、本サービス契約の申込みにあたり法定代理人等の同意を得ていない場合
  - (5) 会員規約に基づくクレジットカードによる料金等の支払方法を選択した申込者が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除、脱会その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていない場合、または、事後に認められなくなった場合
  - (6) 契約の申込をした者と連絡が取れず、当社が本サービスの提供に必要な情報を得ることができない状態が、一定期間継続したとき。
  - (7) 契約者回線の終端の場所に、契約の申込をした者の居住事実がないとき、若しくは居住地が判明しないとき。
  - (8) その他本サービス契約の申込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合
- 3 前項の規定により本サービス契約が解除された場合、契約者は、本サービスの利用に係わる一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払わなければなりません。
- 4 本サービス契約が成立した場合、当社は、その日程を契約者と調整のうえ、第7条に従い行われた申込みの内容に応じ、回線を開通させるために必要な工事、転用のために必要な工事及び第7条第3項に定める卸役務利用サービスのタイプの変更に必要な工事を行います。
- 5 前項の規定は、事業者変更（受入）のために本サービス契約の申込みを行い契約者となった個人または法人に対しては、当社が別途定める場合を除き、適用されません。

#### 第9条（転用時の特則）

第7条に基づく転用のための本サービス契約の申込みにより本サービス契約が成立した契約者（以下「転用契約者」といいます。）は、NTT西日本とその契約者との間に成立していたフレッツ光契約を転用の実施日の前日をもって終了させるために必要な手続きを、その転用契約者に代行してNTT西日本に対して行います。転用契約者は、当社がかかる手続きを行うために必要な範囲内で、第7条に基づく申込みにあたりその転用契約者が当社に申告した事項（転用承諾番号を含みます。）をNTT西日本に提供することに同意します。

## 第9条の2（事業者変更（受入）時の留意事項）

第7条に基づく事業者変更（受入）のための本サービス契約の申込みにより本サービス契約が成立した契約者（以下「事業者変更（受入）契約者」といいます。）は、事業者変更（受入）契約者が変更元事業者と締結しているインターネット接続サービスの提供を受けるための契約については、事業者変更（受入）契約者が本サービス契約の成立に際してこれを存続させるかまたは終了させるかを変更元事業者が定める条件に従い判断する必要があり、また、いずれかの判断をするかに関わりなく、その存続または終了に必要な手続きは、その事業者変更（受入）契約者が自己の責任及び費用負担において変更元事業者に対して行う必要があります。

## 第10条（卸役務利用サービスのタイプの変更）

契約者は、本サービス契約の成立後において、卸役務利用サービスのタイプ（フレッツ光のタイプに対応するものであり、以下同様とします。）の変更を希望する場合、当社所定の方法により変更手続きを行う必要があります。ただし、変更を希望する前後のタイプによっては、行えないものがあり、これについては当社が別途定めます。

- 2 前項の手続きが完了した場合、当社は、その日時を契約者と調整のうえ、当社所定の工事を実施します。変更後のタイプの卸役務利用サービスは、かかる工事が完了し、回線が開通した後に利用することができます。
- 3 前2項に基づく変更前のタイプと変更後のタイプとで適用される月額基本料金（この約款の第4章に定めます。）が異なる場合、変更後のタイプに対応する月額基本料金は、前項に定める利用が可能となった日から適用されます。

## 第11条（最低利用期間）

本サービス契約は、最低利用期間があります。最低利用期間は、契約開始日が属する月を起算月とし24カ月とします。

- 2 契約者は、(1)契約者が最低利用期間内に本サービスを解除した場合、(2)当社が最低利用期間内に第13条に従い本サービス契約を解除した場合、または、(3)最低利用期間内に本サービス契約が事業者変更（転出）により解除した場合は、別表2に記載する期間内解約料を一括して当社に支払うことを要します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、BBIQの契約者が同契約を解除し、本サービスの申込みをする場合、最低利用期間は本サービスの工事が完了した日が属する月を起算月とし24カ月とします。

## 第12条（変更の届け出）

契約者は、本サービス契約の申込みにあたり当社に申告した第7条第1項各号所定の事項について変更（ただし、第7条第1項第3号所定の事項については、第4条所定の区域外への移転は認められません。）があった場合、すみやかにその旨を当社所定の方法により当社に届け出なければなりません。契約者がかかる届け出を行わなかったこと、または、かかる届け出を遅延したことにより不利益を被ることがあっても、当社は、何らの責任も負いません。

- 2 前項の事項のうち、その変更について当社の承諾が必要として当社が別途定めるものについては、前項の届け出を、第8条第2項に準じて扱います。

## 第13条（当社が行う契約の解除等）

当社は、この約款の他の条項に基づき本サービス契約を解除する場合があるほか、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合に、何らの責任も負うことなく、本サービス契約を解除することができます。

- (1) 当社所定の工事が完了し、契約者回線を利用することが可能な状態となっているにもかかわらず、契約者が第5条第5項に定める本サービス用機器の契約者回線への接続を行わない、契約者回線の利用に必要な本サービス用機器への設定を行わない、その他契約者の都合または事情により契約者が契約者回線の利用を開始しない状態が長期に及んだ場合。なお、長期に及んだかの判断は当社が行います。
  - (2) 契約者の都合または事情により、契約者回線を利用するために必要となる当社所定の工事を実施できない状態が長期に及んだ場合。なお、長期に及んだかの判断は当社が行います。（かかる都合または事情には、例として、契約者の都合または事情によりかかる工事の日程の調整がつかないこと、調整がついた日程に工事担当者が訪問したところ契約者が不在であったまたは工事の実施を拒否されたことを含みます。）
  - (3) 本サービス及び本サービス以外の当社が提供するサービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (4) 契約者に対する差押え、又は仮差押えの申し立てがあったとき。
  - (5) 契約者に対する破産、民事再生手続、個人債務者再生手続の申し立てがあったとき。
  - (6) 契約者と連絡が取れず、当社が本サービスの提供に必要な情報を得ることができない状態が一定期間継続したとき。
  - (7) 契約者回線の終端の場所に契約者の居住事実がないとき、若しくは居住地が不明なとき。
  - (8) 契約者が死亡または解散したことを当社が知ったとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービス契約を解除しようとするときには、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この通知を行うことなく本サービス契約の解除を行うことができます。

## 第14条 (利用中止)

当社は、次のいずれかの場合には、契約者に対する本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社またはNTT 西日本の設備もしくは回線の保守または工事を行う場合
  - (2) 契約者が、本サービスの提供に使用される設備もしくは回線に過大な負荷を与える行為その他その設備もしくは回線の運用に支障を与える行為を自らし、または第三者に行わせた場合
  - (3) 当社またはNTT 西日本により通信利用が制限となる場合
  - (4) 天災、事変その他の非常事態が発生または発生するおそれがあり、本サービスの提供をすることが困難となった場合
  - (5) 当社が、運営上、技術上その他理由により、本サービスの提供を中止することが必要であると判断した場合（当社が契約者に割り当てる IP アドレスを切り替えるため、その契約者による本サービスの接続中に本サービスによる通信を一時的に中断する場合があります）
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、または、前項第5号に定める本サービスによる通信の一時的な中断をする場合は、この通知を行うことなくその中止を行うことができます。
- 3 当社は、第1項による本サービスの提供の中止により契約者に損害その他不利益が発生しても、何ら責任を負いません。

## 第15条 (利用停止)

当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者の利用に係る全ての本サービスについてその全部若しくは一部の提供を停止又は利用を制限することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき、あるいは支払われないおそれがあるとき(支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)
  - (2) 本サービス契約の申込に当たって事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
  - (3) 第12条(変更の届出)の規定に違反したとき、又は同条の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
  - (4) 第28条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
  - (5) この約款に定める契約者の義務に違反したとき。
  - (6) 契約者が指定したクレジットカードを使用することが出来なくなったとき。
  - (7) 本サービス契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務(その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (8) 契約者回線に端末設備または自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
  - (9) 警察機関が犯罪行為を防止するために利用を停止する必要があると判断した場合であって、警察機関から当社に対して利用を停止する要請があったとき。
  - (10) 不正の利益を得るための本サービス契約であると当社が判断したとき。
  - (11) 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する様態において本サービスを利用するとき。
- 2 本条に基づき本サービスの利用停止がなされた場合でも、本サービス契約者は本サービス契約が解除されるまでの期間の本サービスに係る料金等を支払う義務を負います。
- 3 当社は、前項の規定による利用の停止又は制限の措置を講じるときは、本サービス契約者に対し、あらかじめその理由(該当する前項各号に掲げる事由)及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
- 4 当社は、第1項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第1項の措置を取ることを妨げるものではないものとします。
- 5 当社から本サービスの利用に関し説明を求められたときは、本サービス契約者は、当社に対し、当該要請に応じるものとします。ただし、契約者の当該利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

## 第16条 (契約者による本サービス契約の解除)

契約者が本サービス契約を解除しようとするときは、当社が定める方法により通知する必要があります。当社が別途承諾した場合を除き、その他の方法による通知は無効とします。

## 第17条 (事業者変更 (転出))

事業者変更(転出)をすることを希望する契約者(以下「転出契約者」といいます。)は、当社所定の方法により当社に申請することにより事業者変更承諾番号の払い出しを受け、自己の責任及び費用負担において、変更先事業者に対し、転出先FTTHサービスの提供を受けるための契約の申込みを行う必要があります。転出契約者は、かかる申込みを行うに際し、変更先事業者に対し、当社から払い出しを受けた事業者変更承諾番号を通知する必要があります。なお、事業者変更承諾番号の有効期限内(払出日を起算日とする15日間)にかかる申込みを行う必要があります。

- 2 当社は、前項の申請を受けた場合において、転出契約者が前項の払い出しに必要な当社所定の条件を満たしていないと当社が判断する場

合、前項の払い出しを行いません。当社は、かかる払い出しを行わなかったことに起因して転出契約者が損害その他不利益（事業者変更（転出）を行えないことにより生じる不利益を含みます。）を被っても一切責任を負いません。

- 3 転出契約者は、事業者変更（転出）に必要な手続きを行うために必要な範囲内で、第7条に基づく申込みにあたりその転出契約者が当社に申告した事項を当社が NTT 西日本に提供すること（かかる提供を受けた NTT 西日本が変更先事業者に再提供することを含みます。）に同意します。
- 4 当社が第1項及び第2項に従い事業者変更承諾番号を払い出した場合、NTT 西日本が当社に対して通知する事業者変更（転出）に必要な手続きが完了した日をもって本サービス契約を解除します。
- 5 当社は、転出契約者による転出先 FTTH サービスの提供を受けるための契約の申込みを変更先事業者が承諾せず（承諾しない理由のいかんを問いません）、これにより転出契約者が事業者変更（転出）を行えなかったとしても、一切責任を負いません。

#### 第18条（BBIQ 利用中の付加サービスの継続利用）

BBIQ の契約者が同契約を解除し、本サービスの申込みをする場合、BBIQ で利用していた付加サービスのうち、別表4に記載するサービスは契約開始日後も引き続き継続利用することができます。

- 2 契約者が BBIQ の付加サービスを本サービスで継続利用しようとする場合は、BBIQ の契約解除前に当社所定の方法で当社に申告する必要があります。

#### 第19条（本契約の自動終了）

第1条第1項に定める卸電気通信役務の当社への提供にかかる当社と NTT 西日本との契約が終了した場合は、本サービス契約も同時に終了します。

### 第4章 料金等

#### 第20条（料金等）

料金等の体系は、次のとおりとします。

- (1) 初期費用
- (2) 工事費用
- (3) 月額基本料金
- (4) その他の料金

- 2 前項各号所定の料金の具体的な金額は、別表2に定めるとおりとします。

#### 第21条（初期費用）

契約者は、当社に本サービス契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社に初期費用を支払わなければなりません。

#### 第22条（工事費用）

契約者は、必要となる工事その他この約款に定める工事が実施される場合、当社に工事費用を支払うことを要します。なお、申込者（その意味は第7条第1項に定めます。本条において以下同じとします。）または契約者からの工事の申込みの受付、申込者または契約者との工事の日程等の調整、及び工事費用の請求は当社が行い、工事の実施は NTT 西日本（これら会社の委託先の事業者を含みます。）が行います。

- 2 前項の工事に着手していたときは、工事完了前に本サービス契約の解除があったとしても、契約者は、工事費用の全額を当社に支払うことを要します。

#### 第23条（月額基本料金）

契約者は、契約開始日から起算して、その本サービス契約の解除があった日の前日までの期間について、当社に本サービスの月額基本料金を支払わなければなりません。なお、契約開始日が属する月と、本サービス契約の解除または終了があった日の属する月の月額費用は日割り計算となります。

- 2 当社は、この約款に別段の定めがある場合を除いて、前項に定める期間中の各月または前項により月額基本料金の支払対象月とされている各月における当社所定の締め日にて、その締め日が属する月に係る本サービスの月額基本料金を契約者に請求します。
- 3 契約者が、契約開始日が属する月に、本サービス契約の解除をした場合、本サービスの月額基本料金の日割り料金及びの第11条2項に定める期間内解約料を当社に支払わなければなりません。
- 4 契約者が、（変更の届け出）に伴い終端場所の変更を行った場合、移転元の利用が終了した日の前日までの期間について移転元における本サービスの月額基本料金を支払わなければなりません。また、契約者は移転先での工事が完了した日から移転先における本サービスの月額基本料金を支払わなければなりません。
- 5 第1項の規定にかかわらず、BBIQ の契約者が同契約を解除し、本サービスの申込みをする場合、契約者は本サービスの工事が完了した日から起算してその本サービス契約の解除があった日が属する月までの前日までの期間について、当社に本サービスの月額基本料金を支払わなければなりません。

6 この約款第14条の規定により本サービスの利用中止があったときは、契約者は、その期間中の月額基本料金の支払いを要します。

#### 第24条（料金債務の存続と延滞利息）

この約款所定の条件に従い本サービス契約の解除があった場合において、その契約者がかかる解除の時点において未だ支払いを完了していないこの約款所定の料金（解除または終了の後に発生するものを含まず。）についての債務は、かかる契約者による支払いが完了するまで、その解除後も消滅しません。

2 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

### 第5章 雑則

#### 第25条（付加機能の提供）

当社は、契約者から請求があったときは、別表3に定めるところにより付加機能を提供します。

2 契約者は、第1項の申込が承諾された場合、当社に付加機能の初期費用を支払わなければなりません。

3 契約者は、契約開始日が属する月から起算して、その本サービス契約の解除があった日が属する月までの期間について、付加機能の利用料を支払わなければなりません。なお、付加機能の利用料は日割り計算となりません。

#### 第26条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り）について、対応する本サービスに係る月額基本料金を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 前項の賠償額の総額は、対応する本サービスに係る月額基本料金（付加サービスの費用を除きます。）1ヶ月あたりの相当額を上限とします。

#### 第27条（免責）

当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、コンピュータ通信端末等の接続の技術的条件に関する規則（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

#### 第28条（利用に係る契約者の義務）

本サービスの会員は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が本契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が本契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(3) 当社が本契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(4) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(5) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、本サービスを利用しないこと。なお、以下に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

①他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

②他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

③他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

④（詐欺、業務妨害等の）犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為

- ⑤薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれのある行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
  - ⑥わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
  - ⑦無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
  - ⑧本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
  - ⑨他人になりすまして本サービスを利用する行為（偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
  - ⑩有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
  - ⑪本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為及びボイスモードに係る通信をする行為
  - ⑫本人の同意を得ること無く、他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある電子メールを送信する行為及びボイスモードに係る通信をする行為
  - ⑬当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
  - ⑭その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
  - ⑮公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為
  - ⑯ボイスモードの利用において、故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為
- (6) 当社の承諾を得ることなく、本サービスを利用している場所から、端末設備、自営端末設備、自営電気通信設備又はその他回線を設置し、もしくは不正アクセス行為を助長するなどの行為を行うことにより、契約者の居住する住居の外に居住する者が、本サービスを利用できる状態としないこと。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等について、実費相当額を支払っていただきます。

## 第29条（通信利用の制限等）

- 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像及び映像などを掲載するWebサイト（児童ポルノアドレスリストに基づきます。）について、契約者が当該Webサイトを閲覧する場合に、事前に通知することなく、当該Webサイトの閲覧を制限する場合があります。
- 2 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像及び映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
- （注）前項に規定する閲覧できない状況に置くとは、児童ポルノ画像などを閲覧できなくするように、アクセスしようとする通信を強制的に遮断する措置を示しています。
- （注）前項に規定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体とは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会とします  
また、児童ポルノアドレスリストとは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストとします。

## 第30条（会員情報等の取り扱い）

契約者は、契約者が本サービス契約の申込みの際に当社に申告した事項（契約者がかかる事項の変更を第12条に従い届け出たときは、その変更後の事項とします。以下「契約者情報」といいます。）を、当社提携先（NTT西日本及び日本ネットワークイネイブラー株式会社（以下「JPNE」といいます。))に提供することに同意していただきます。

## 第31条（本サービスの変更または廃止）

- 当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができます。この場合、第2条の規定を準用します。
- 2 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止により契約者に損害その他不利益が生じたとしても、何ら責任を負いません。

## 附則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、2020年12月17日から実施します。
- （特例措置）
- 2 2020年12月17日から2021年3月31日までの間に、契約者回線の終端の場所の変更及び転用と同時にFTTHサービスを移転する場合、別表2工事費用Bに規定する費用から所定の金額を割引します。

## 附則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、2021年1月18日から実施します。



附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2021年4月1日から実施します。

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2021年12月21日から実施します。

## フレッツ光のタイプ

## 1. ホームタイプ

NTT 西日本が提供するフレッツ光

①	フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ
②	フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ
③	フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼

## 2. マンションタイプ

NTT 西日本が提供するフレッツ光

①	フレッツ 光ネクスト マンションタイプ
②	フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ
③	フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ 隼

## 「きゅうでん光」の料金表

## 1. 適用

この別表に記載する料金額は、消費税等相当額を含む金額です。また、当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## 2. 料金表

区分	項目	料金・内容等
初期費用	新規契約事務手数料	3,300 円
月額基本料金	(1)ホームタイプ	5,720 円/月
	(2)マンションタイプ	4,400 円/月
工事費用 A	(1)対象工事	回線を開通させるために必要な工事
	(2)費用金額	<p>上記対象工事に共通。なお、上記対象工事が 2 件以上発生する場合、対象工事ごとに費用が発生（ただし、※に定める割増工事費（3,300 円）は別途かかります。）します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームタイプの場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>①派遣工事ありで屋内配線を新設する場合※ 0 円</li> <li>②派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合※ 0 円</li> <li>③派遣工事なしの場合 0 円</li> </ul> </li> <li>・マンションタイプの場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>①派遣工事ありで屋内配線を新設する場合、または、配線方式が VDSL 方式の場合 ※ 0 円</li> <li>②派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合、または、配線方式が LAN 方式の場合 ※1 0 円</li> <li>③派遣工事なしの場合 0 円</li> </ul> </li> </ul>
工事費用 B	(1)対象工事	①契約者回線の終端の場所の変更届け出により必要となる工事 ②転用と同時に FTTH サービスを移転する場合
	(2)費用金額	<p>上記対象工事に共通。なお、上記対象工事が 2 件以上発生する場合、対象工事ごとに費用が発生（ただし、※に定める割増工事費（3,300 円）は別途かかります。）します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームタイプの場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>①派遣工事ありで屋内配線を新設する場合※ 19,800 円</li> <li>②派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合※ 8,360 円</li> <li>③派遣工事なしの場合 2,700 円</li> </ul> </li> <li>・マンションタイプの場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>①派遣工事ありで屋内配線を新設する場合、または、配線方式が VDSL 方式の場合※ 16,500 円</li> <li>②派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合、または、配線方式が LAN 方式の場合※ 8,360 円</li> <li>③派遣工事なしの場合 2,200 円</li> </ul> </li> </ul>
工事費用 C	(1)対象工事	卸役務利用サービスのタイプ変更に必要な工事
	(2)費用金額	<p>上記対象工事に共通。なお、上記対象工事が 2 件以上発生する場合、対象工事ごとに費用（ただし、※に定める割増工事費（3,300 円）は別途かかります。）が発生します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①通信速度が 100M,200M または 1G であるタイプ間の変更で、派遣工事あり※ 8,360 円</li> <li>②通信速度が 100M,200M または 1G であるタイプ間の変更で、派遣工事なし 2,200 円</li> <li>③ホームタイプからマンションタイプへの変更※           <ul style="list-style-type: none"> <li>・LAN 配線方式の場合 8,360 円</li> <li>・LAN 配線方式以外の場合 16,500 円</li> </ul> </li> </ul>

		④ マンションタイプからホームタイプへの変更※ 19,800 円 ⑤ その他※ 16,500 円					
その他の料金	期間内解約料 (第 11 条第 2 項)	11,000 円					
	転用契約事務手数料	1,980 円					
	事業者変更契約事務手数料	1,980 円					
	登録内容のお知らせ再発行手数料 (1 通毎に)	330 円					
	支払証明書発行手数料	440 円					
	請求書発行手数料	330 円					
	九電セット割引に係る料金の適用	<p>当社は、契約者から九電セット割引の契約の申出があった場合、契約者と同一姓・住所で九州電力株式会社 (以下、九州電力といいます。) の提供する「ご家庭向け電気料金プラン※1」の契約があることを条件に、本サービスに係る料金のうち月額基本料金について、次表に規定する額を減額して適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th> <th>月額基本料金の減額 (1 回線ごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホームタイプ</td> <td>330 円</td> </tr> <tr> <td>マンションタイプ</td> <td>110 円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月額基本料金が日割り適用される月は上記減額の対象外になります。</li> <li>・本サービスをご利用中の方は、九電セット割引の契約の申出があった翌月から適用します。</li> <li>・割引適用中に、九州電力または契約者の氏名または名称を変更され、姓が不一致になった場合は、当社が知った当月をもって割引の適用を終了します。</li> <li>・割引適用中に、九州電力の契約を解約 (引越しを含む) した場合、割引の適用は解約月の当月をもって終了します。</li> <li>・割引適用中に、契約者回線を移転した場合、割引の適用は移転した当月をもって終了します。</li> <li>・一部九電セット割引が適用されない離島地域があります。</li> </ul> <p>※1 対象電気料金プラン 従量電灯 B、従量電灯 C、スマートファミリープラン、スマートファミリープランガセット、スマートビジネスプラン、スマートビジネスプランガセット、電化でナイト・セレクト、季特別電灯、時間帯別電灯、時間帯別電灯 (8 時間型)、ピークオフ電灯、高負荷率型電灯</p>	タイプ	月額基本料金の減額 (1 回線ごとに)	ホームタイプ	330 円	マンションタイプ
タイプ	月額基本料金の減額 (1 回線ごとに)						
ホームタイプ	330 円						
マンションタイプ	110 円						

※ 土曜日、日曜日、休日 (国民の祝日に関する法律において休日とされる日をいう)、1 月 2 日、1 月 3 日、または 12 月 29 日～31 日に工事を実施する場合は、割増工事費として別途 3,300 円がかかります。

## 付加機能

## 1. 適用

この別表に記載する料金額は、消費税等相当額を含む金額です。また、当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## 2. 料金表

区分		単位	月額料金	
メール	当社は、1の本サービス契約につき、1のメールアドレスを割り当てます。	1のメールアドレスごとに	基本メールアドレス	無料
メールアドレス追加機能	利用により付与されたメールアドレスの他にメールアドレスを追加する機能をいいます。	1のメールアドレスごとに	追加するアドレスが4個まで	無料
			5個以上（最大9個まで追加可能）	220円
	備考	(1)追加することにより付与される1メールアドレスにおいて利用することができるメール蓄積装置の容量は、5Gバイトまでとします。 (2)当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスの変更をすることがあります。この場合には、当社は、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。		
メールセキュリティ機能	電子メールサービスに関わるメール蓄積装置を経由する電子メールに対して提供される以下の機能をいいます。 1.コンピュータウィルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。）が含まれる場合において、当該コンピュータウィルス検知及び削除又は削除する機能 2. 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律及び特定商取引に関する法律に定義される迷惑メールに抵触する又は抵触すると思われる電子メールや、一方的に受信者に送付され一般的に受信者に不快感を抱かせる電子メールについて、当社が採用した迷惑メール判定ソフトウェアを用い、電子メールが配送された時点で当社が迷惑メールと判断する基準に基づき、配送メールのヘッダ情報に迷惑メールであることを付記することや、契約者へ迷惑メールの配送を防止する機能	1のメールアドレスごとに	220円	

	備考	<p>(1)当社は、本機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、駆除又は削除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイル（コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスとします。</p> <p>(2)1.の機能は、ウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>(3)2.の機能は、迷惑メール対策として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>(4)当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(5)当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、(3)の規定は適用しません。</p> <p>(6)本機能において、その提供条件については当社が別に定めるところによります。</p>	
総合セキュリティ機能	マカフィー株式会社（「マカフィー」）が提供するセキュリティソフトウェア「マカフィー・インターネットセキュリティスイート」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供する機能をいいます。	1回線ごと	無料
	備考	<p>(1)本機能は、電子メールの利用により付与されたメールアドレス及び、メールアドレス追加機能により付与されたメールアドレスに対して提供します。</p> <p>(2)本機能において、その他提供条件については、マカフィー株式会社と契約者とのエンドユーザライセンス契約に準じます。</p> <p>(3)本機能は、ウイルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、駆除可能なウイルスはウイルスの検知及び駆除又は削除の実施時において、ウイルスパターンファイル（ウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスのみとします。</p> <p>(4)本機能は、ウイルスの検知及び駆除又は削除として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>(5)当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いかねます。</p>	
IPv6 接続サービス	v6 オプションは、契約者向けの IPv6 接続サービスです。契約者は、v6 オプションを利用することになります。	1回線ごと	無料
	備考	契約者による本件付加サービスの利用に必要な IPv6 アドレスの割り当てを JPNE から受けるための手続きを当社が代行するために必要な範囲内で、所定の ID 及びアクセスキーを JPNE に対して提供します。	
固定 IP アドレス	IPv4 の固定 IP アドレスを利用できます。なお、DNS の逆引き設定は行いません。	1 個	1,320 円
		8 個	16,500 円
		16 個	121,000 円
		32 個	187,000 円

	備考	<p>本付加サービスの利用には初期費用として申請手数料が必要です。 (申請手数料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定IPアドレス数が1個のとき 3,300 円</li> <li>・固定IPアドレス数が8個のとき 11,000 円</li> <li>・固定IPアドレス数が16個のとき 16,500 円</li> <li>・固定IPアドレス数が32個のとき 16,500 円</li> </ul>	
ホームゲートウェイ	本サービスに対応したホームゲートウェイをレンタルします。	1回線ごと	495 円
無線LANカード	ホームゲートウェイに接続して利用できる無線LANカードをレンタルします。 ※お申込みにはホームゲートウェイのご利用が必要です。	1回線ごと	110 円
きゅうでん光訪問サポートサービス	インターネット接続のための設定作業、パソコン周辺機器等を利用するための設定作業又はその他設定作業を実施します。	1契約ごと	料金は「きゅうでん光訪問サポートサービス利用規約」に基づく。

BBIQ 契約を解除し本サービスを申込みする場合、本サービス開始後に継続利用できる BBIQ の付加サービス

### 1. 適用

この別表に記載する料金額は、消費税等相当額を含む金額です。また、当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### 2. 料金表

付加サービス名	契約の単位	利用料
BBIQ 基本メールアドレス	1 メールアドレス	無料
メールアドレス (追加)	最大 4 メールアドレス	無料
メールセキュリティ	1 メールアドレス	220 円/月
モバイルレンタル	1 台	4,400 円/月
リモートサポート	1 回線	550 円/月
BBIQ モバイルルーター (月間データ制限なし)	1 台	4,510 円/月
BBIQ モバイルルーター (月間データ量 7G)	1 台	3,740 円/月
安心まとめてパック	1 回線	770 円/月
ネット安心パック	1 回線	770 円/月
くらし安心パック	1 回線	990 円/月
ネット詐欺おまもり	1 回線	330 円/月
パスワードまとめて管理	1 回線	495 円/月
パソコン診断ツール	1 回線	165 円/月
生活サポート	1 回線	440 円/月
端末補償	1 回線	550 円/月
BBIQ ビデオ放題 U-NEXT スタンダード	1 回線	1,089 円/月
BBIQ ビデオ放題 U-NEXT プラス	1 回線	2,189 円/月
アプリ放題	1 回線	550 円/月
雑誌読み放題	1 回線	440 円/月
有害サイトブロック i-フィルター	1 回線	220 円/月
まんが Renta! for BBIQ	1 冊	110 円～
訪問修理サービス	1 回	訪問基本料：5,500 円
	1 台	環境・トラブル診断料：3,300 円
	1 修理	修理作業料金：実費